

平成 18 年 10 月 3 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、アンビシャスへの上場審査料等の見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「アンビシャスへの上場審査料等の見直しについて」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 18 年
10 月 16 日（月）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 18 年 10 月 16 日（月）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 18 年 10 月 16 日（月）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

アンビシャスへの上場審査料等の見直しについて

平成 1 8 年 1 0 月 3 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣 旨	<p>本所では、平成 12 年 4 月に成長性の高い全国の企業を対象としたアンビシャスを開設しております。当初より上場審査料及び新規上場手数料は新規上場会社の経済的負担を極力軽減した内容としてきましたが、本所における上場審査等に係る応分の負担を求めるため、上場審査料及び新規上場手数料の見直しを行うこととします。</p> <p>また、既に本所のみを上場している会社（以下「単独上場会社」という）から徴収している適時開示伝達システム（以下「TDnet」という）の利用料について規則化するなど所要の改正を行うこととします。</p>	
II. 改正概要 1. アンビシャス上場審査料及び新規上場手数料の見直し (1) アンビシャスへの上場審査料 (2) アンビシャスへの新規上場手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・アンビシャスへの上場審査料を 1 0 0 万円とする。 ・アンビシャスへの新規上場手数料は 1 5 0 万円に定率による課金を加算した金額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では、アンビシャスへの上場審査料 30 万円、新規上場手数料として 50 万円に定率による課金を加算した金額としている。 ・既存市場においては、上場審査料 100 万円、上場手数料として 300 万円に定率による課金を加算した金額としている。

<p>(3) 上場市場の変更に係る上場審査料</p>	<p>上場市場の変更に係る上場審査料 100万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の上場市場の変更に係る上場手数料については、アンビシャスから既存市場への変更の場合 70 万円、既存市場からアンビシャスへの市場への変更の場合 30 万円
<p>2. 適時開示情報伝達システム (TDnet) 利用料の規則化及び見直し</p> <p>(1) TDnet 利用料の徴収</p>	<p>TDnet は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、(株)東京証券取引所が開発し、平成 10 年に稼働した適時開示情報の伝達システムであり、本所においても上場会社の利便性に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリングの実現のために、平成 11 年 10 月 1 日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきました。平成 15 年 4 月には、TDnet の処理能力や利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われ、その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方にに基づき、情報利用者である報道機関等に加え、全国の上場会社からも利用料を徴収することとなりました。本所においても既に単独上場会社に負担していただいておりますが、この TDnet 利用料について規則化することとし、利用料について見直しを行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、本所が定める方法により、TDnet 利用料を納入しなければならないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京証券取引所等に重複して上場している会社を除く。 ・ 現在、TDnet 利用料については規則に明文化していないが、単独上場会社 1 社当たり年間 65,000 円の利用料を既に負担していただいている。

<p>(2) TDnet 利用料</p> <p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、TDnet 利用料は上場会社に負担していただいておりますが、昨年6月から本所が負担しております、当該システムの回線使用料についても応益的に負担していただくため、TDnet 利用料（年額）は、1社当たり100,000円とする。 ・ その他所要の改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京証券取引所等に重複して上場している会社を除く。
<p>Ⅲ. 実施時期（予定）</p>	<p>平成18年11月上旬を目途に実施します。</p>	

以上